

議案第 52 号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年 6 月 7 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が改正されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(議案第 5 2 号) 二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
別表第 1 (第 2 条関係) 10 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 関係 行政不服審査法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の規定 (同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。) により納めなければならない手数料 1 枚につき (日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に複写し、又は出力したものを用いる。この場合において、両面に複写し、又は出力された用紙については、片面を 1 枚とする。) 10円 (カラーで複写し、又は出力された用紙にあっては、20円)	別表第 1 (第 2 条関係) 10 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 関係 行政不服審査法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項の規定 (同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。) により納めなければならない手数料 1 枚につき (日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に複写し、又は出力したものを用いる。この場合において、両面に複写し、又は出力された用紙については、片面を 1 枚とする。) 10円 (カラーで複写し、又は出力された用紙にあっては、20円)